

いじめ防止基本方針

結城市立上山川小学校

はじめに

本校では、いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、学校がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために本方針を策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

（１）いじめの定義

法第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本方針では、全ての児童が安心して学校生活を送り、主体的に様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨とする。また、児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて全児童が十分に理解できるように方策を整え、いじめの防止等のための対策を講じるものである。

（３）いじめの禁止

法第 4 条「児童等は、いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

（４）教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の 5 点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめは学校の内外を問わずどの子供にも、どの学校にも起こりうる。また、いじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、日常的に児童の行動を把握する。
- ② 何が「いじめ」なのかを具体的に提示したり、身近な場所に掲示したりすることによって、児童と教職員が「いじめ」の行為を常に意識できるようにする。
- ③ いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ④ いじめは大人が気付きにくいいため、ささいな兆候であってもいじめではない

かとの疑いをもち、積極的に認知することで早期発見に努める。

- ⑤ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害児童を守り、加害児童には毅然とした態度で指導をする。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ① 未然防止への取組の徹底
 - ・「いじめは許さない」、「いじめの構造」等の理解
 - ・道徳教育、特別活動、人権教育の推進、児童主体の活動の活性化
- ② 早期発見への取組の徹底
 - ・児童のささいな変化を見逃さない目
 - ・早期発見のための校内研修、情報の共有化、連絡体制
 - ・児童、保護者、地域を対象とした広報活動
- ③ 早期解消への取組の徹底
 - ・児童の安全確保と事実確認、保護者との連絡
 - ・学校としての組織的な対応
- ④ 関係機関との連携の徹底
 - ・教育委員会、児童相談所、結城警察署等
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底
 - ・心の居場所づくり、自己有用感、自尊感情の育成、絆づくり
 - ・S O S の出し方に関する教育の推進
 - ・相互参観を通した、わかる授業づくり
 - ・授業における生徒指導の推進

2 「いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

- (1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める者とする。

- (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

- (3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

- (4) 会議は次の事務を所掌する。

- ① 本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ③ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
- ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

- ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- ⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- ⑦ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5) 会議は校長が招集する。

(6) 会議は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業や学級活動、各種行事における活動

授業や学級活動、各種行事においては、児童が自らの行動を自分で選択し、他者との関わりの中で行動する活動を通して自己指導能力（そのとき、その場でどのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ア 授業においては、言語活動を定期的かつ効果的に取り入れ、児童同士のコミュニケーション活動を通して、児童の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

イ 国語科や学級活動等での話し合い活動や体験活動等に、児童が主体的に取り組めるように工夫することによって、児童同士の絆を深め、かつ社会性を育む。また、児童が協力して行う活動を意図的な配慮や工夫をすることによって、いじめの起こりにくい学級集団の環境をつくる。

ウ 人権尊重の視点に立って相互に個性の違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、自分の学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

② 児童会活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、児童会活動や学校行事等の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分

は大切にされているといった思い)や自尊感情(自分を大切に思う思い)を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、児童が他者のための奉仕活動等や異年齢の児童や児童と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

イ 学校行事等を児童が自ら考え取り組めるように工夫することで、集会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ他者を認め共に活動をして、いじめに向かわない人格づくりをする。

③ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、児童との良好な関係を保ち、児童が教職員と話しやすい場をつくる。また、定期的に行う教育相談では、本人だけでなく他の児童がいじめの被害を受けていないか等も確認する。さらに、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

ア 日頃から担任や授業担当者が、児童と気軽に話せる関係を構築する。

イ 定期的に行う教育相談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

ウ いじめと断定できない場合でも、児童の親身になって訴えに傾聴する。

エ 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

オ 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

④ 教育活動全体を通して

いじめはどの子にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通し、児童との関わりを深め観察等をしながら、児童の変化を敏感に察知し、いじめの兆候(例 以下のア～オ等)を見逃さない。

特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童へ個別に声かけや相談等を行い、的確に状況の把握をする。

ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

イ 朝の自習や朝の会等で、いつもより元気がない。

ウ 授業中の言語活動等の話し合い活動でもあまり話さない。

エ 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

オ 親しかった友達との関わりがなくなり、一人で過ごすことが多い。

⑤ 児童の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士による遊びや話し合い活動等の場を設定し、互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が不可能であることから、インターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を確実に実施推進する。また、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いたスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動や保護者とのルール作り等の取り組みを展開する。

(2) 早期発見

教職員は、全ての教育活動を通した児童の観察等により、児童の変化を敏感に察知し、いじめの兆候を見逃さないよう努力する。また、年1回以上、SOSの出し方に関する教育を実施するとともに児童がだすSOSに気づき、適切に対応できる資質・能力の向上を図る。

① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自分自身や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

② 保護者との連携

児童の様子や学校での取組を、必要に応じて家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、保護者からも学校へ気軽に連絡できる関係づくりに努める。

③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や校長室での面談や電話による相談窓口があることを児童や保護者へ周知する。

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害児童の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害児童の保護

いじめを認知した場合、いじめられている児童を守ることを第一とし、全職員が協力して被害児童の心のケアに努める。また、被害児童の保護者へ速やかに連絡をし、状況の説明を行うとともに家庭での心のケアや見守りを依頼する等、学校と家庭が協力して対応する。

② 実態の把握

被害児童、加害児童及び周辺の児童から十分に事情を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに多くの情報把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

③ 加害者への対応

加害児童に対しては、いじめをやめさせ毅然とした態度で指導をする一方、児童の人格の成長に主眼を置いた指導（自他共に人権を守ることや集団生活へのよりよい適応、社会性の向上等）を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害児童の保護者へ速やかに連絡をし、状況の説明を行うとともに、被害児童やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を防ぐため、削除させる等の指導を行い、それができない場合にはプロバイダに対処を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えておくとともに、書き込みのある部分をプリントアウトするなどして内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて警察署や法務局等の協力を求める。

⑤ 重大事態の調査と報告（詳細は6）

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校として教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会を通じて県教育委員会へ報告する。教育委員会が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

4 関係機関等との連携

学校や教育委員会が加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて児童相談所や警察署等の関係機関との適切な連携を図る。

（1）保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談等において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明と協力依頼をし、学校と家庭が連携していじめの未然防止や早期解決等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、児童の家庭生活の様子を的確に把握することに努める。いじめが起こった場合、速やかに被害児童と加害児童それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切に対応できるように調整を行う。

(2) 地域

校外における児童の行動を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等との連絡会議を定期的に行う。いじめが起こった場合、必要に応じて協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめを受けている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等の学校外場で起きたいじめについて連絡を受けた場合、その団体等の責任者や児童が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容やSOSの出し方に関する教育実践についての校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得や適切に対応できる資質・能力の向上を図る。

(2) 事例研修

事例研修を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通理解を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止しようとする意識を高める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、最新のインターネット環境等に関する研修を行い、ネット事情や情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害（生じた疑い）がある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

（１）発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

（２）実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握し記録する。

（３）被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

（４）加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

（５）調査結果報告

調査結果については、速やかに市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

（６）解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、学習に関しての適切な支援等を行う。

加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発防止に努める。

（７）同種事態の発生防止

当該事態の事実真挚に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の（１）～（５）の５項目に関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、いじめ問題対応の取り組みを適正に評価する。

（１）未然防止の評価規準

- ① 児童の自己指導能力を高めることができた。
- ② 児童の自己有用感を高めることができた。
- ③ 児童の自尊感情を高めることができた。
- ④ 児童の規範意識を高めることができた。
- ⑤ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- ⑥ 情報モラル教育を推進できた。

（２）早期発見の評価規準

- ① いじめの早期発見に努めることができた。
- ② 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ③ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ① 被害児童を守り、心のケアに努めることができた。
- ② 適切にいじめの事実を確認できた。
- ③ 加害児童に対しては、いじめをやめさせることができた。
- ④ 重大事態の調査をし、市教育委員会へ報告できた。(重大事態があった場合)
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- ② 地域の協力を得て、いじめへの対応ができた。
- ③ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- ④ 学校外場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ① 実践的研修を行うことができた。
- ② 事例研修を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ③ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめ防止への取組が計画どおりに遂行されているかの確認や学校の基本方針を体系的に見直し、より迅速かつ適切ないじめ防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正を行い、組織的な取組や地域及び家庭と連携した、いじめ防止対策の総合的な改善を図る。

8 その他

生徒指導提要（改訂版）のデジタルリーフレットの活用（令和4年12月）

生徒指導の一層の推進や、自分自身の対応力の向上に向けて、「生徒指導提要」の趣旨について共通理解する。また、生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援を行い、いじめの根絶に取り組む。

※平成28年 4月 一部改訂

※平成29年 3月 一部改訂

※平成29年12月 一部改訂

※令和 4年 2月 一部改訂

※令和 5年 2月 一部改訂